

平成28年（2016年）招集大阪狭山市議会定例会
9月定例会議会提出議案等の概要（市長提出分）

●議案第51号 教育委員会の委員の任命について

教育委員会の委員 瀬川 武美 氏の任期が平成28年9月30日で満了することに伴い、新たに 田川 宜子 氏を委員に任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるもの

●議案第52号から議案第60号まで

平成27年度の各会計の歳入歳出決算を議会の認定に付すもの

議案第52号：大阪狭山市一般会計歳入歳出決算認定

議案第53号：大阪狭山市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定

議案第54号：大阪狭山市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

議案第55号：大阪狭山市土地取得特別会計歳入歳出決算認定

議案第56号：大阪狭山市介護保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定

議案第57号：大阪狭山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

議案第58号：大阪狭山市東野財産区特別会計歳入歳出決算認定

議案第59号：大阪狭山市池尻財産区特別会計歳入歳出決算認定

議案第60号：大阪狭山市水道事業会計決算認定

●議案第61号 大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）第9条第2項の規定に基づき、条例で定めることにより同法が認める事務以外で個人番号を利用することができる、いわゆる独自利用事務として新たに児童生徒の就学援助に関する事務など3事務を追加するとともに、同法第19条第9号の規定に基づき、条例で定めるところにより本市の機関が市の他の機関に当該事務を処理するために必要な限度で行う特定個人情報

(個人番号をその内容に含む個人情報という。)の提供等について定めるため、所要の改正を行うもの

- 議案第62号 大阪狭山市市税条例等の一部を改正する条例について
地方税法等の一部を改正する等の法律等が本年3月31日に公布されたことにより、再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の軽減措置について、わがまち特例の導入に伴う改正を行うとともに、個人の市民税においては、スイッチOTC薬の医療費控除の特例の創設や、台湾との間で租税条約に相当する枠組みが構築されたことに伴い特例適用利子・配当等に係る課税の特例等について、所要の改正を行うもの

- 議案第63号 平成28年度(2016年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第5号)について
主に老朽化に伴う文化会館の各設備等の改修工事費や(仮称)今熊市民の森緑地保全事業用地購入費、生活保護費国庫負担金等の超過交付返還金、職員退職手当基金積立金で、歳入歳出それぞれ1億6,858万5千円の増額補正をするもの

- 議案第64号 平成28年度(2016年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)について
平成30年度の都道府県化に向けた国保事業費納付金等算定標準システム改修費について、当初の歳入科目を別科目に措置する必要が生じたため財源更正を行うとともに、過年度分の療養給付費等国庫負担金等の精算に伴う国・大阪府への超過交付返還金について、平成27年度決算剰余金を財源として計上するもので、歳入歳出それぞれ4,420万2千円の増額補正をするもの

- 議案第65号 平成28年度(2016年度)大阪狭山市土地取得特別会計補正予算(第1号)について
(仮称)今熊市民の森緑地保全事業用地を一般会計に売却するこ

とに伴い、その収入をもって地方債の繰上償還を行うため、歳入歳出それぞれ1億8,300万6千円の増額補正をするもの

●議案第66号 平成28年度(2016年)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)について

過年度分の介護給付費負担金等の精算に伴う国・大阪府等への超過交付金の返還及び介護給付費準備基金への積立てを行うとともに、地域主体での介護予防事業の取組みを推進するためのいきいき百歳体操事業費を計上するもので、歳入歳出それぞれ1億5,875万8千円の増額補正をするもの

●議案第67号 平成28年度(2016年)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算(第1号)について

大阪狭山市財産区地域公共事業等交付金交付要綱に基づき、東野財産区において地域公共事業を執行するため、歳入歳出それぞれ43万2千円の増額補正をするもの

●議案第68号 平成28年度(2016年)大阪狭山市半田財産区特別会計補正予算(第1号)について

財産区財産の処分に伴う半田財産区基金への積立て、一般会計への繰出し及び大阪狭山市財産区地域公共事業等交付金交付要綱に基づき、半田財産区において地域公共事業を執行するため、歳入歳出それぞれ4,450万円の増額補正をするもの

●議案第69号 平成27年度(2015年)大阪狭山市水道事業会計剰余金の処分について

平成27年度大阪狭山市水道事業会計で生じた剰余金の処分を行うことについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの

- 報告第 4 号 平成 27 年度 (2015 年度) 大阪狭山市健全化判断比率の報告について
- 報告第 5 号 平成 27 年度 (2015 年度) 大阪狭山市資金不足比率の報告について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項ほかの規定により、平成 27 年度大阪狭山市健全化判断比率及び資金不足比率を報告するもの

- 報告第 6 号 平成 27 年度 (2015 年度) 公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団事業会計決算報告について
地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、平成 27 年度公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団事業会計決算について報告するもの